

動薬協会発 186 号
平成 28 年 12 月 2 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福井 邦 顕
(公 印 省 略)

青森県及び新潟県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う
監視体制の強化について（消費・安全局長通知 28 消安第 3725 号）

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

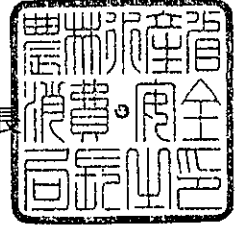
さて、標記のことについて、別添のとおり農林水産省消費・安全局長通知がありましたので、お知らせします。

28消安第3725号

平成28年11月29日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



青森県及び新潟県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う
監視体制の強化について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。



写

28消安第3725号

平成28年11月29日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

青森県及び新潟県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

今般、青森県及び新潟県内の家きん飼養農場において家きんの死亡が増加した旨、各県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施したところ、H5亜型であることを確認しました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年9月9日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき、当該死亡家きんについて、高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患畜としました。

これまで、本病の防疫については、防疫指針や「平成28年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成28年9月23日付け28消安第2664号農林水産省消費・安全局長通知。以下「強化通知」という。）をはじめ、今秋以降数次にわたり発出した通知等（以下「関連通知等」という。）により、最大限の警戒の下、家きんの飼養農場における飼養衛生管理状況の確認等を行っていただいているところですが、今回の発生を踏まえ、改めて本病の防疫対策の強化等を図るため、以下の事項の徹底をお願いします。

記

1 家きん飼養農場への緊急立入検査等の実施

本病の発生予防及びまん延防止に万全を期すため、管内の家きん飼養農場に対し、以下の事項を速やかに実施すること。

- (1) 青森県及び新潟県において本病の疑似患畜が発生した旨の情報提供
- (2) 飼養する家きんの異状の有無の確認と異常家きん発生時の早期通報の徹底指導
- (3) 強化通知に基づく立入検査において指導改善中の農場を中心に、野生動物の侵入防止及び農場出入口での消毒の徹底など飼養衛生管理基準の徹底指導と当該農

場における遵守状況の再確認

2 危機管理体制の点検について

家きんの所有者等が飼育する家きんの異状を早期に発見することができるよう、毎日飼養する家きんの健康観察を行うこと等について改めて指導すること。また、家きんの所有者、獣医師等からの異常家きんを発見した際の通報に対して、遅滞なく、防疫指針の規定に基づく検査や防疫措置を的確に行えるよう、必要となる人員の確保及び資材の調達について体制を整備するとともに、万が一の発生時に備え、防疫指針第2の2の(8)の市町村、関係機関及び関係業者とも適切に連携をとれるよう、夜間・休日の連絡窓口の確認など、危機管理体制を再点検すること。

3 適確な初動対応の徹底について

異常家きんの通報があった場合には、防疫指針第4に基づき、直ちに動物衛生課に連絡し、届出者等に当該農場の飼養家きん及び家きんの死体の移動自粛等の指導を行うとともに、必要な病性鑑定を実施するよう徹底すること。